

兵庫県公報

令和5年6月27日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

- ◎職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第6号）
職員採用試験における試験区分の見直しに伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年6月27日

兵庫県人事委員会
委員長 田中基康

兵庫県人事委員会規則第6号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
別表第1正規の試験の款中「行政A（大卒程度）・経験者」を「事務系職種又は技術系職種（大卒程度・経験者）」に、「行政B（高卒程度）」を「事務系職種又は技術系職種（高卒程度）」に改める。
別表第5正規の試験の款中「行政A（大卒程度）・経験者」を「事務系職種又は技術系職種（大卒程度・経験者）」に、「行政B（高卒程度）」を「事務系職種又は技術系職種（高卒程度）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。